

岡山県環境影響評価等に関する条例 及び施行規則の一部改正について

岡山県では、「岡山県環境影響評価等に関する条例」により、環境影響評価の手続を定め、その結果を事業に反映させることにより、環境の保全に配慮した事業が行われるようにする制度を設けています。令和7年6月に「環境影響評価法」及び「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）が改正され、環境影響評価図書（評価書等）の継続公開などの規定が導入されたため、条例及び施行規則の一部を改正し、令和8年4月1日から施行します。

主な改正点

1 対象事業「ダムの改築事業」の追加

条例の対象事業であるダム事業について、現行の新築に加え「改築」を条例の対象事業に追加しました。

【注】対象事業となる規模の要件は今後定めます。

2 対象事業「製造業等に係る工場又は事業場の新增設事業」の見直し

発電所の新增設事業は、条例の対象事業である次の①・②双方の種類に該当していたため、②に掲げる製造業等※¹から「電気供給業」を除外するなどして、①のみに該当するよう見直しました。

① 事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更

② 製造業等※¹に係る工場又は事業場の新設又は増設

※¹ 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業

3 実施計画書手続における要約書の作成

実施計画書手続において、事業者が「要約書」を作成し、知事等に送付するよう義務付けるとともに、要約書の送付部数、公告・縦覧・公表の方法等について定めました。

4 実施計画書手続における説明会の開催

実施計画書手続において、事業者による「説明会」の開催を義務付けるとともに、説明会の開催方法、開催の公告、説明会を開催できない場合の「事業者の責めに帰することができない事由」について定めました。

5 周知計画書の廃止（実施計画書手続・準備書手続）

実施計画書及び準備書の手続に係る「周知計画書」※²を廃止しました。

※² 実施計画書及び準備書に係る公告方法や縦覧計画を記載した書類

6 環境管理報告書のインターネット公表

事業者がインターネットにより環境管理報告書※³を公表するよう義務付けるとともに、環境管理報告書の公表方法及び公表期間について決めました。

※³ 環境管理（対象事業の実施以後に行う環境状況を把握するための調査及び当該環境に応じた適切な環境保全のための措置）を行った結果に関する報告書

7 環境影響評価に係る書類等の継続公開

環境影響評価に係る書類等（実施計画書・準備書・評価書・環境管理報告書）について、事業者の同意を得た上で知事がインターネットにより 30 年間継続公開するよう決めました。

8 洋上風力発電事業に係る実施計画書手続の適用除外

海洋再生エネルギー発電事業※⁴を実施する事業者について、実施計画書手続を適用しないこととしました。

※⁴ 再エネ海域利用法に基づき、選定事業者により行われる認定公募占用計画に掲げる海洋再生可能エネルギー発電事業（洋上風力発電事業）

公布・施行日

公布 令和 8 年 3 月 24 日

施行 令和 8 年 4 月 1 日

経過措置

今回の改正は、令和 8 年 4 月 1 日以後に本県に実施計画書が送付され、環境影響評価又は環境管理などの手続が行われる事業から適用されます。

（既に環境影響評価などの手続が行われている事業には適用されません。）

お問い合わせ

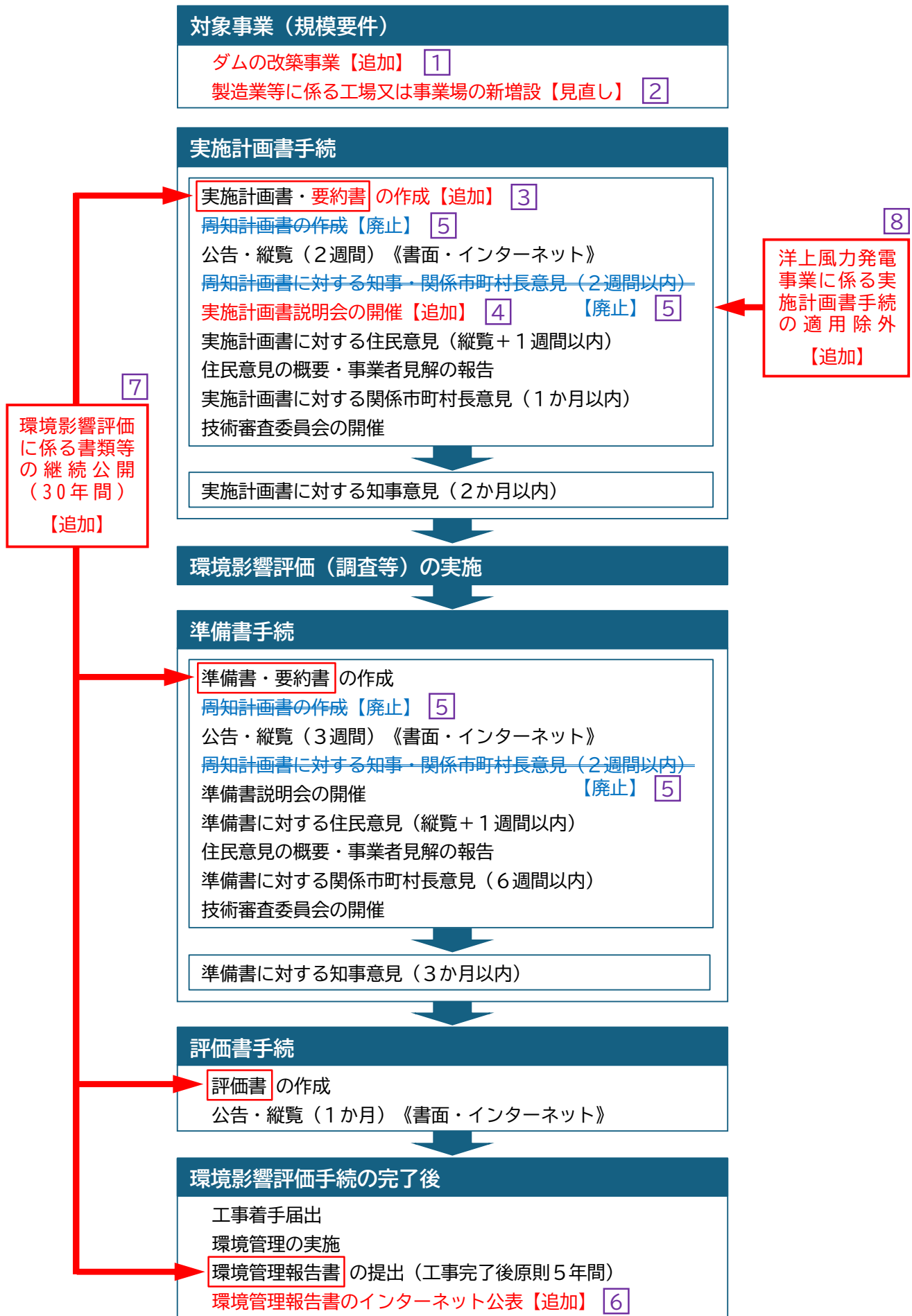
岡山県環境文化部 環境企画課 審査・調整班

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

TEL 086-226-7299（直通） FAX 086-233-7677

E-mail kanki@pref.okayama.lg.jp

環境影響評価手続の流れ



【新旧対照表】岡山県環境影響評価等に関する条例 改正箇所

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）	
改正後（新）	改正前（旧）
（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 略 二 対象事業 次に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、当該事業の規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する対象事業を除く。）をいう。 イ 略 ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダム及び堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの ハ～カ 略 三・四 略 （実施計画書の作成） 第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）<u>及び当該実施計画書の内容を要約した書類（以下「実施計画書に係る要約書」という。）</u>を作成しなければならない。 一～五 略 2 略 （実施計画書の送付等） 第六条 事業者は、実施計画書<u>及び実施計画書に係る要約書を作成したときは、実施計画書及び実施計画書に係る要約書</u>を、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、送付しなければならない。 <u>2 前項の規則は、同項の地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項について定めるものとする。</u>	（定義） 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 略 二 対象事業 次に掲げる事業の種類いずれかに該当する一の事業であって、当該事業の規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する対象事業を除く。）をいう。 イ 略 ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの ハ～カ 略 三・四 略 （実施計画書の作成） 第五条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、技術指針で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成しなければならない。 一～五 略 2 略 （実施計画書の送付等） 第六条 事業者は、実施計画書を作成したときは、実施計画書並びに次条の規定による公告の方法、及び縦覧の計画を記載した書類（次項及び第三項において「実施計画書に係る周知計画書」という。）を、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村長に対し、送付しなければならない。 <u>2 知事は、実施計画書に係る周知計画書の送付を受けた日から二週間以内に、事業者に対し、前項の地域の追加並びに公告の方法及び縦覧の計画の修正について、意見（意見がない場合は、その旨）を書面により述べるものとする。</u> <u>3 第一項に規定する市町村長は、実施計画書に係る周知計画書の送付を受けた日から二週間以内に、事業者に対し、同項の地域の追加並びに公告の方法及び縦覧の計画の修正について、意見を書面により述べることができる。</u> <u>4 事業者は、前二項の意見により第一項の地域に追加すべき地域があると認めるときは、当該追加すべき地域を管轄する市町村長に対し、実施計画書並びに当該追加すべき地域に係る公告の方法及び縦覧の計画を記載した書類を送付しなければならない。</u> <u>5 第一項の規則は、同項の地域が対象事業に係る環境影響評価につき環境の保全の見地からの意見を求める上で適切な範囲のものとなることを確保するため、その基準となるべき事項について定めるものとする。</u>

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）	
改正後（新）	改正前（旧）
（実施計画書についての公告及び縦覧） 第七条 事業者は、<u>実施計画書及び実施計画書に係る要約書を作成したときは</u>、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、実施計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>実施計画書及び実施計画書に係る要約書を公告の日の翌日から起算して二週間縦覧に供するとともに</u>、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 <u>2 事業者は、前項に定めるもののほか、実施計画書に係る要約書の配布その他の方法により、前項の地域の住民に対し、実施計画書の内容の周知を図るように努めなければならない。</u> （実施計画書説明会の開催） 第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項に規定する縦覧期間内に、<u>第六条第一項の地域内において、実施計画書の内容を周知させるための説明会（以下「実施計画書説明会」という。）を開催しなければならない。</u>この場合において、当該地域内に実施計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、<u>当該地域以外の地域において開催することができる。</u> <u>2 事業者は、実施計画書説明会を開催するときは、その開催の日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを実施計画書説明会の開催の日の一週間前までに公告しなければならない。</u> <u>3 事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告をした実施計画書説明会を開催することができない場合には、当該実施計画書説明会を開催することを要しない。</u> （実施計画書についての意見書の提出等） 第八条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、<u>第七条第一項の公告の日（二以上ある場合は、それらのうちの最初の日）から、同項に規定する縦覧期間満了の日（二以上ある場合は、それらのうちの最後の日）の翌日から起算して一週間を経過する日までの間に</u>、規則で定めるところにより、事業者又は知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 2 略 3 事業者は、<u>第一項に規定する期間</u>を経過した後、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解（意見が述べられなかった場合は、その旨）を記載した書類その他規則で定める書類を、知事<u>及び</u>第六条第一項の規定により実施計画書の送付を受けた市町村長に対し、送付しなければならない。 4・5 略 （準備書の作成） 第十二条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び当該準備書の内容を要約した書類（以下「<u>準備書に係る要約書</u>」という。）を作成しなければならない。 一～八 略 2 略	（実施計画書についての公告及び縦覧） 第七条 事業者は、<u>前条第二項又は第三項の意見が述べられたときは、その意見を勧告し</u>、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、実施計画書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>実施計画書を公告の日の翌日から起算して二週間縦覧に供するとともに</u>、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 （実施計画書についての意見書の提出等） 第八条 実施計画書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、<u>前条</u>の公告の日（二以上ある場合は、それらのうちの最初の日）から、<u>同条</u>の縦覧期間満了の日（二以上ある場合は、それらのうちの最後の日）の翌日から起算して一週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、事業者又は知事に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。 2 略 3 事業者は、<u>第一項の期間</u>を経過した後、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解（意見が述べられなかった場合は、その旨）を記載した書類その他規則で定める書類を、知事<u>並びに</u>第六条第一項<u>及び</u>第四項の規定により実施計画書の送付を受けた市町村長に対し、送付しなければならない。 4・5 略 （準備書の作成） 第十二条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、技術指針で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び当該準備書の内容を要約した書類（以下「<u>要約書</u>」という。）を作成しなければならない。 一～八 略 2 略

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）	
改正後（新）	改正前（旧）
（準備書の送付等） 第十三条 事業者は、準備書及び<u>準備書に係る要約書</u>を作成したときは、準備書<u>及び準備書に係る要約書</u>を、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（第八条第一項及び第四項並びに第九条第一項の意見並びに第十一条の規定により行った環境影響評価の結果に<u>鑑み</u>第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「<u>関係地域</u>」という。）を管轄する市町村長に対し、送付しなければならない。	（準備書の送付等） 第十三条 事業者は、準備書及び<u>要約書</u>を作成したときは、準備書、<u>要約書並びに次条の規定による公告の方法、縦覧の計画及び第十五条第一項の規定による説明会の開催の計画を記載した書類（次項及び第三項において「準備書に係る周知計画書」という。）</u>を、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（<u>第六条第二項及び第三項、</u>第八条第一項及び第四項並びに第九条第一項の意見並びに第十一条の規定により行った環境影響評価の結果に<u>かんがみ</u>第六条第一項の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「<u>準備書周知計画地域</u>」という。）を管轄する市町村長に対し、送付しなければならない。 2 <u>知事は、準備書に係る周知計画書の送付を受けた日から二週間以内に、事業者に対し、準備書周知計画地域の追加並びに公告の方法及び縦覧の計画の修正について、意見（意見がない場合は、その旨）を書面により述べるものとする。</u> 3 <u>準備書周知計画地域を管轄する市町村長は、準備書に係る周知計画書の送付を受けた日から二週間以内に、事業者に対し、準備書周知計画地域の追加並びに公告の方法及び縦覧の計画の修正について、意見を書面により述べることができる。</u> 4 <u>事業者は、前二項の意見により準備書周知計画地域に追加すべき地域があると認めるときは、当該追加すべき地域を管轄する市町村長に対し、準備書、要約書並びに当該追加すべき地域に係る公告の方法、縦覧の計画及び説明会の開催の計画を記載した書類を送付しなければならない。</u>
（準備書についての公告及び縦覧） 第十四条 事業者は、<u>前条の規定による送付を行った後</u>、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び<u>準備書に係る要約書</u>を公告の日の翌日から起算して三週間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 2 事業者は、前項に定めるもののほか、<u>準備書に係る要約書の配布その他の方法により、関係地域の住民に対し、準備書の内容の周知を図るよう努めなければならない。</u>	（準備書についての公告及び縦覧） 第十四条 事業者は、<u>前条第二項又は第三項の意見が述べられたときは、その意見を勧案し</u>、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、準備書及び<u>要約書</u>を公告の日の翌日から起算して三週間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。 2 事業者は、前項に定めるもののほか、<u>要約書の配布その他の方法により、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（前条第二項及び第三項の意見に鑑み準備書周知計画地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。）の住民に対し、準備書の内容の周知を図るよう努めなければならない。</u>
（準備書説明会の開催） 第十五条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項に<u>規定する縦覧期間</u>内に、関係地域内において、準備書の内容を周知させるための説明会（以下「<u>準備書説明会</u>」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に<u>準備書説明会</u>を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。 2 <u>第七条の二第二項及び第三項の規定は、前条の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第十五条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。</u>	（<u>説明会</u>の開催） 第十五条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の<u>縦覧期間</u>内に、関係地域内において、準備書の内容を周知させるための説明会（以下「<u>説明会</u>」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に<u>説明会</u>を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。 2 <u>事業者は、説明会を開催するときは、その開催の日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催の日の一週間前までに公告しなければならない。</u> 3 <u>事業者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、前項の規定による公告を</u>

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）	
改正後（新）	改正前（旧）
（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続） 第二十一条 事業者は、<u>第七条第一項</u>の規定による公告の日（二以上ある場合は、それらのうちの最初の日）から前条第一項の規定による公告の日（二以上ある場合は、それらのうちの最後の日。以下「評価書の公告の日」という。）までの間に第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合（第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。 （対象事業の廃止等） 第二十二条 事業者は、<u>第七条第一項</u>の規定による公告の日（二以上ある場合は、それらのうちの最初の日）から評価書の公告の日までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び実施計画書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。 一～三 略 2 略 （報告書の作成、<u>送付及び公表</u>） 第二十九条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したときから当該工事の完了後五年を経過するまでの期間（環境の保全の見地から知事が必要と認めて指示する場合は、当該指示する期間）、規則で定めるところにより、前条の規定により環境管理を行った結果について報告書を作成し、これを知事及び関係市町村長に対し、<u>送付するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表し</u>なければならない。 2・3 略 （都市計画に係る対象事業に関する特例） 第三十条 対象事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第三章（第六節を除く。）の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、事業者が、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続に併せて行うものとする。ただし、同法第十五条第一項の県又は市町村（同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）で当該都市計画の決定又は変更をするもの（次条及び<u>第三十八条の二</u>において「都市計画決定権者」という。）が、事業者の要請により必要と認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に代わって事業者が行うべき環境影響評価その他の手続を行うものとする。 （事業者の協力） 第三十一条 前条ただし書の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては、都市計画決定権者は、事業者に対し、同条に規定する環境	<u>した説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。</u> （事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続） 第二十一条 事業者は、<u>第七条</u>の規定による公告の日（二以上ある場合は、それらのうちの最初の日）から前条第一項の規定による公告の日（二以上ある場合は、それらのうちの最後の日。以下「評価書の公告の日」という。）までの間に第五条第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合（第十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第五条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。 （対象事業の廃止等） 第二十二条 事業者は、<u>第七条</u>の規定による公告の日（二以上ある場合は、それらのうちの最初の日）から評価書の公告の日までの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び実施計画書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。 一～三 略 2 略 （報告書の作成<u>及び送付</u>） 第二十九条 事業者は、対象事業に係る工事に着手したときから当該工事の完了後五年を経過するまでの期間（環境の保全の見地から知事が必要と認めて指示する場合は、当該指示する期間）、規則で定めるところにより、前条の規定により環境管理を行った結果について報告書を作成し、これを知事及び関係市町村長に対し、<u>送付し</u>なければならない。 2・3 略 （都市計画に係る対象事業に関する特例） 第三十条 対象事業が都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第三章（第六節を除く。）の規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、事業者が、規則で定めるところにより、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続に併せて行うものとする。ただし、同法第十五条第一項の県又は市町村（同法第二十二条第一項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村）で当該都市計画の決定又は変更をするもの（次条において「都市計画決定権者」という。）が、事業者の要請により必要と認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に代わって事業者が行うべき環境影響評価その他の手続を行うものとする。 （事業者の協力） 第三十一条 前条ただし書の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては、都市計画決定権者は、事業者に対し、同条に規定する環境

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）	
改正後（新）	改正前（旧）
影響評価その他の手続を行うための資料の提供、<u>実施計画書説明会及び準備書説明会</u>への出席その他の必要な協力を求めることができる。 （法の対象事業等についての手続等） 第三十四条 １・２ 略 ３ 第二十七条から第二十九条まで、<u>第三十六条及び第三十八条の二第四号</u>の規定は、法第二条第四項に規定する対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者」と、「対象事業」とあるのは「法第二条第四項に規定する対象事業」と、第二十七条中「評価書の公告の日後」とあるのは「法第二十七条の規定による公告を行った後」と、同条第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十四条第三項において準用する第二十九条第一項」と、同条及び第二十九条第一項中「関係市町村長」とあるのは「法第十五条に規定する関係市町村長」と、第二十八条中「評価書に記載された環境管理についての計画に定めるところに従って環境管理を行わ」とあるのは「法第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書に記載された法第十四条第一項第七号八に規定する環境の状況の把握のための措置及び当該環境の状況に応じた適切な環境の保全のための措置（以下「環境の保全のための措置等」という。）を講じ」と、第二十九条第一項中「環境管理を行った」とあるのは「環境の保全のための措置等を講じた」と、同条第二項中「行った環境管理」とあるのは「講じた環境の保全のための措置等」と、第三十六条第一項中「環境影響評価、環境管理その他の手続等」とあるのは「環境の保全のための措置等」と、<u>第三十八条の二第四号中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十四条第三項において準用する第二十九条第一項」と読み替えるものとする。</u> （隣接県の<u>知事等</u>との協議） 第三十八条 知事は、第六条第一項の地域又は関係地域に岡山県の区域に属さない地域が含まれるときは、環境影響評価、環境管理その他の手続等について当該地域の存する県の知事と協議するものとする。 <u>２ 知事は、第六条第一項の地域又は関係地域に第三十二条の既定によりこの条例の規定を適用しないこととしたとする市町村の区域が含まれるときは、環境影響評価、環境管理その他の手続等について当該市町村の長と協議するものとする。</u> （環境影響評価に係る書類等の公開） <u>第三十八条の二 知事は、事業者又は都市計画決定権者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者又は都市計画決定権者の同意を得なければならない。</u> 一 第七条第一項の規定による公表（第三十条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。） 当該公表がされた実施計画書 二 第十四条第一項の規定による公表（第三十条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。） 当該公表がされた準備書 三 第二十条第一項の規定による公表（第三十条ただし書の規定により都市計画決定権者が行う同項の規定による公表を含む。） 当該公表がされた評価書 四 第二十九条第一項の規定による公表 当該公表がされた報告書	影響評価その他の手続を行うための資料の提供、<u>説明会</u>への出席その他の必要な協力を求めることができる。 （法の対象事業等についての手続等） 第三十四条 １・２ 略 ３ 第二十七条から第二十九条まで<u>及び第三十六条</u>の規定は、法第二条第四項に規定する対象事業について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「法第二条第五項に規定する事業者」と、「対象事業」とあるのは「法第二条第四項に規定する対象事業」と、第二十七条中「評価書の公告の日後」とあるのは「法第二十七条の規定による公告を行った後」と、同条第五号中「第二十九条第一項」とあるのは「第三十四条第三項において準用する第二十九条第一項」と、同条及び第二十九条第一項中「関係市町村長」とあるのは「法第十五条に規定する関係市町村長」と、第二十八条中「評価書に記載された環境管理についての計画に定めるところに従って環境管理を行わ」とあるのは「法第二十一条第二項の規定により作成された環境影響評価書に記載された法第十四条第一項第七号八に規定する環境の状況の把握のための措置及び当該環境の状況に応じた適切な環境の保全のための措置（以下「環境の保全のための措置等」という。）を講じ」と、第二十九条第一項中「環境管理を行った」とあるのは「環境の保全のための措置等を講じた」と、同条第二項中「行った環境管理」とあるのは「講じた環境の保全のための措置等」と、第三十六条第一項中「環境影響評価、環境管理その他の手続等」とあるのは「環境の保全のための措置等」と<u>読み替えるものとする。</u> （隣接県の<u>知事</u>との協議） 第三十八条 知事は、第六条第一項の地域、<u>準備書周知計画地域</u>又は関係地域に岡山県の区域に属さない地域が含まれるときは、環境影響評価、環境管理その他の手続等について当該地域の存する県の知事と協議するものとする。

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号）		
改 正 後 （新）		改 正 前 （旧）
（適用除外） 第三十九条 １ 略 2 <u>第三章第一節の規定は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者（以下この項及び次項において「選定事業者」という。）がその同法第二十二条第一項に規定する認定公募占用計画に係る同法第二条第四項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業を行う場合における当該選定事業者については、適用しない。</u> 3 <u>前項に規定する場合におけるこの条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</u>		（適用除外） 第三十九条 略
第十条	<u>前条第一項の意見及び第八条第四項の意見を勘案するとともに、同条第一項の意見に配慮して第五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に検討を加え</u>	<u>海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して</u>
第十三条	<u>第八条第一項及び第四項並びに第九条第一項の意見</u>	<u>整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見</u>
	<u>第六条第一項の地域</u>	<u>整備法第十一条第六項の地域</u>
第十九条第一項第一号	同条	第十条
第二十一条及び第二十二條第一項	第七条第一項	第十四条第一項
第二十一条	第五条から	第十条から

【新旧対照表】岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則 改正箇所

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）	
改正後（新）	改正前（旧）
（実施計画書に記載する事項等） 第三条 1 略 2 条例第六条第一項の規定による実施計画書の送付部数は、知事にあつては三十部、市町村長にあつては五部とし、<u>実施計画書に係る要約書の送付部数は、知事にあつては百二十部、市町村長にあつては十部</u>とする。ただし、知事又は市町村長は、必要と認めるときは、当該部数の変更を指示することができる。 <u>第五条 削除</u> （実施計画書についての公告の方法） 第六条 条例<u>第七条第一項</u>の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な二以上の方法により行うものとする。 一 略 二 <u>条例第六条第一項の地域</u>内の各世帯へのちらしその他の書面の配布 三・四 略 （実施計画書の縦覧） 第七条 条例<u>第七条第一項</u>の規定により実施計画書<u>及び実施計画書に係る要約書</u>を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して一以上の場所を定めるものとする。 一～三 略 2 条例<u>第七条第一項</u>の規定により実施計画書<u>及び実施計画書に係る要約書</u>をインターネットを利用して公表する場合は、事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、事業者のウェブサイトへの掲載が困難である場合は、知事が別に定める方法によるものとする。 （実施計画書について公告する事項） 第八条 条例<u>第七条第一項</u>の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三 略 四 <u>条例第六条第一項の地域の範囲</u> 五 <u>実施計画書及び実施計画書に係る要約書の縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間</u> 六・七 略	（実施計画書に記載する事項等） 第三条 1 略 2 条例第六条第一項の規定による実施計画書<u>及び実施計画書に係る周知計画書</u>の送付部数は、知事にあつては三十部、市町村長にあつては五部とする。ただし、知事又は市町村長は、必要と認めるときは、当該部数の変更を指示することができる。 <u>（実施計画書に係る周知計画書に記載する事項）</u> <u>第五条 条例第六条第一項に規定する実施計画書に係る周知計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u> 一 <u>事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u> 二 <u>対象事業の名称、種類及び規模</u> 三 <u>対象事業実施区域</u> 四 <u>条例第六条第一項に定める地域として実施計画書の内容の周知を図る地域の範囲</u> 五 <u>条例第七条の規定による公告の方法及び公告する事項</u> 六 <u>条例第七条の規定による縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間</u> 2 <u>前項第四号の地域の範囲は、前条に規定する地域を包含するように市町村の境界、市町村の区域内の町若しくは字の境界、海岸、河川、道路又は線路敷により区画される地域とする。</u> （実施計画書についての公告の方法） 第六条 条例<u>第七条</u>の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な二以上の方法により行うものとする。 一 略 二 <u>実施計画書周知計画地域（前条第一項第四号の地域及び条例第六条第四項に規定する追加すべき地域をいう。第八条第四号において同じ。）</u>内の各世帯へのちらしその他の書面の配布 三・四 略 （実施計画書の縦覧） 第七条 条例<u>第七条</u>の規定により実施計画書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して一以上の場所を定めるものとする。 一～三 略 2 条例<u>第七条</u>の規定により実施計画書をインターネットを利用して公表する場合は、事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、事業者のウェブサイトへの掲載が困難である場合は、知事が別に定める方法によるものとする。 （実施計画書について公告する事項） 第八条 条例<u>第七条</u>の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三 略 四 <u>実施計画書周知計画地域</u> 五 <u>実施計画書の縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間</u> 六・七 略

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）	
改正後（新）	改正前（旧）
<u>（実施計画書説明会の開催）</u> <u>第八条の二 条例第七条の二第一項の規定による実施計画書説明会は、できる限り条例第六条第一項の地域の住民の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。</u> <u>（実施計画書説明会の開催の公告）</u> <u>第八条の三 第六条の規定は、条例第七条の二第二項の規定による公告について準用する。</u> <u>2 条例第七条の二第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。</u> <u>一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u> <u>二 対象事業の名称、種類及び規模</u> <u>三 対象事業実施区域</u> <u>四 条例第六条第一項の地域の範囲</u> <u>五 実施計画書説明会の開催の日時及び場所</u> <u>六 前各号に掲げるもののほか、実施計画書説明会の開催に必要な事項</u> <u>（実施計画書説明会を開催することができない場合の責めに帰することができない事由）</u> <u>第八条の四 条例第七条の二第三項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。</u> <u>一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により実施計画書説明会の開催が不可能であること。</u> <u>二 事業者以外の者により実施計画書説明会の開催が故意に阻害されることによって実施計画書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。</u> （実施計画書についての意見の概要等に添付する書類） 第十条 条例第八条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 条例<u>第七条第一項及び条例第七条の二第二項</u>の規定による公告を行ったことを明らかにする書類 二 条例<u>第七条第一項</u>の規定による縦覧を行った場所、期間、時間及び縦覧した者の数並びに公表した方法、期間及び閲覧した者の数を記載した書類 三 条例<u>第七条の二第一項の規定による実施計画書説明会を開催した場所及び日時並びに当該実施計画書説明会における質疑等の概要を記載した書類</u> 四・五 略 <u>第十一条 削除</u> （準備書に記載する事項等） 第十二条 1 略	（実施計画書についての意見の概要等に添付する書類） 第十条 条例第八条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 条例<u>第七条</u>の規定による公告を行ったことを明らかにする書類 二 条例<u>第七条</u>の規定による縦覧を行った場所、期間、時間及び縦覧した者の数並びに公表した方法、期間及び閲覧した者の数を記載した書類 三・四 略 <u>（準備書に係る周知計画書に記載する事項）</u> <u>第十一条 準備書に係る周知計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</u> <u>一 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u> <u>二 対象事業の名称、種類及び規模</u> <u>三 対象事業実施区域</u> <u>四 準備書周知計画地域の範囲</u> <u>五 条例第十四条第一項の規定による公告の方法及び公告する事項</u> <u>六 条例第十四条第一項の縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方法及び期間</u> <u>七 説明会の開催の日時及び場所</u> <u>2 第五条第二項の規定は、前項第四号の準備書周知計画地域の範囲について準用する。</u> （準備書に記載する事項等） 第十二条 1 略

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）	
改正後（新）	改正前（旧）
2 条例第十三条の規定による準備書の送付部数は、知事 にあっては三十部、市町村長にあっては五部とし、<u>準備 書に係る</u>要約書の送付部数は、知事にあっては百二十部、 市町村長にあっては十部とする。ただし、知事又は市町 村長は、必要と認めるときは、当該部数の変更を指示す ることができる。 （準備書についての公告の方法） 第十三条 第六条の規定は、条例第十四条第一項の規定に よる公告について準用する。<u>この場合において、第六条 第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係 地域」と読み替えるものとする。</u> （準備書の縦覧） 第十四条 第七条の規定は、条例第十四条第一項の規定に よる縦覧及び公表について準用する。この場合において、 第七条中「実施計画書<u>及び実施計画書に係る要約書</u>」と あるのは、「準備書及び<u>準備書に係る要約書</u>」と読み替え るものとする。 （準備書について公告する事項） 第十五条 条例第十四条第一項の規則で定める事項は、次 に掲げるものとする。 一～四 略 五 準備書<u>及び準備書に係る要約書</u>の縦覧の場所、期間 及び時間並びに公表の方法及び期間 六・七 略 （準備書説明会の開催） 第十六条 <u>第八条の二の規定は、条例第十五条第一項の規 定による説明会について準用する。この場合において、 第八条の二中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、 「関係地域」と読み替えるものとする。</u> （準備書説明会の開催の公告） 第十七条 第六条の規定は、条例第十五条第二項において 準用する条例第七条の二第二項の規定による公告につい て準用する。この場合において、<u>第六条第二号中「条例 第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替 えるものとする。</u> 2 <u>第八条の三第二項の規定は、条例第十五条第二項にお いて準用する条例第七条の二第二項の規定による公告に ついて準用する。この場合において、第八条の三第二項 第四号中「条例第七条第二項の地域」とあるのは、「関係 地域」と、同条第五号及び第六号中「実施計画書説明会」 とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。</u> （準備書説明会を開催することができない場合の責めに帰 することができない事由） 第十八条 <u>第八条の四の規定は、条例第十五条第二項にお いて準用する条例第七条の二第三項の事業者の責めに帰 することができない事由であって規則に定めるものにつ いて準用する。この場合において、第八条の四第一号及 び第二号中「実施計画書説明会」とあるのは、「準備書説 明会」と読み替えるものとする。</u>	2 条例第十三条第一項の規定による準備書<u>及び準備書に 係る周知計画書</u>の送付部数は、知事にあっては三十部、 市町村長にあっては五部とし、要約書の送付部数は、知 事にあっては百二十部、市町村長にあっては十部とする。 ただし、知事又は市町村長は、必要と認めるときは、当 該部数の変更を指示することができる。 （準備書についての公告の方法） 第十三条 第六条の規定は、条例第十四条第一項の規定に よる公告について準用する。 （準備書の縦覧） 第十四条 第七条の規定は、条例第十四条第一項の規定に よる縦覧及び公表について準用する。この場合において、 第七条中「実施計画書」とあるのは、「準備書及び要約書」 と読み替えるものとする。 （準備書について公告する事項） 第十五条 条例第十四条第一項の規則で定める事項は、次 に掲げるものとする。 一～四 略 五 準備書の縦覧の場所、期間及び時間並びに公表の方 法及び期間 六・七 略 （説明会の開催） 第十六条 <u>条例第十五条第一項の規定による準備書説明会 は、できる限り関係地域の住民の参集の便を考慮して開 催の日時及び場所を定めるものとする。</u> （説明会説明会の開催の公告） 第十七条 第六条の規定は、<u>条例第十五条第二項の規定に よる公告について準用する。</u> 2 <u>条例第十五条第二項の規定による公告は、次に掲げる 事項について行うものとする。</u> 一 <u>事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u> 二 <u>対象事業の名称、種類及び規模</u> 三 <u>対象事業実施区域</u> 四 <u>関係地域の範囲</u> 五 <u>説明会の開催の日時及び場所</u> 六 <u>前各号に掲げるもののほか、説明会の開催に必要な 事項</u> （責めに帰することができない事由） 第十八条 <u>条例第十五条第三項の事業者の責めに帰するこ とができない事由であって規則で定めるものは、次に掲 げる事由とする。</u> 一 <u>天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会 の開催が不可能であること。</u> 二 <u>事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害 されることによって説明会を円滑に開催できないこ とが明らかであること。</u>

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）	
改正後（新）	改正前（旧）
（準備書についての意見の概要等に添付する書類） 第二十条 条例第十六条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 条例第十四条第一項及び条例第十五条第二項において準用する<u>条例第七条の二第二項の規定</u>による公告を行ったことを明らかにする書類 二 略 三 条例第十五条第一項の規定による<u>準備書説明会</u>を開催した場所及び日時並びに当該<u>準備書説明会</u>における質疑等の概要を記載した書類 四・五 略 （対象事業の廃止等の場合の公告） 第二十八条 第六条の規定は、条例第二十二条第一項の規定による公告について準用する。<u>この場合において、第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</u> 2 略 3 第六条及び前項の規定は、条例第二十四条第五項において準用する条例第二十二条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、<u>第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは「関係地域」と、前項第三号及び第四号中「条例」とあるのは「条例」第二十四条第五項において準用する条例</u>と読み替えるものとする。 （評価書公告後の引継ぎの場合の公告） 第三十条 第六条の規定は、条例第二十三条第四項の規定による公告について準用する。<u>この場合において、第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</u> 2 略 3 第六条及び前項の規定は、条例第二十四条第五項において準用する条例第二十三条第四項の規定による公告について準用する。<u>この場合において、第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</u> （環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告） 第三十一条 第六条の規定は、条例第二十四条第四項の規定による公告について準用する。<u>この場合において、第六条第二号中「条例第六条第一項の地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</u> 2 略 第三十三条 1 略 <u>2 条例第二十九条第一項の規定により同項に規定する報告書をインターネットを利用して公表する場合は、事業者のウェブサイトに掲載して行うものとする。ただし、事業者のウェブサイトへの掲載が困難である場合は、知事が別に定める方法によるものとする。</u> <u>3 前項に規定する方法による公表は、条例第二十九条第一項に規定する報告書の内容を周知するための相当な期間を定めて行うものとする。</u> <u>4 前三項の規定は、条例第三十四条第三項において準用する条例第二十九条第一項に規定する報告書について準用する。</u> （都市計画に係る対象事業に関する特例の場合の読み替え） 第三十四条 条例第三十条本文の規定により事業者が環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更をする手続に併せて行う場合における条例第五条から条例第二	（準備書についての意見の概要等に添付する書類） 第二十条 条例第十六条第三項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。 一 条例第十四条第一項及び条例第十五条第二項の<u>規定</u>による公告を行ったことを明らかにする書類 二 略 三 条例第十五条第一項の規定による<u>説明会</u>を開催した場所及び日時並びに当該<u>説明会</u>における質疑等の概要を記載した書類 四・五 略 （対象事業の廃止等の場合の公告） 第二十八条 第六条の規定は、条例第二十二条第一項の規定による公告について準用する。 2 略 3 第六条及び前項の規定は、条例第二十四条第五項において準用する条例第二十二条第一項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第三号及び第四号中「条例」とあるのは、<u>「条例」第二十四条第五項において準用する条例</u>と読み替えるものとする。 （評価書公告後の引継ぎの場合の公告） 第三十条 第六条の規定は、条例第二十三条第四項の規定による公告について準用する。 2 略 3 第六条及び前項の規定は、条例第二十四条第五項において準用する条例第二十三条第四項の規定による公告について準用する。 （環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告） 第三十一条 第六条の規定は、条例第二十四条第四項の規定による公告について準用する。 2 略 第三十三条 1 略 <u>2 前項の規定は、条例第三十四条第三項において準用する条例第二十九条第一項に規定する報告書について準用する。</u> （都市計画に係る対象事業に関する特例の場合の読み替え） 第三十四条 条例第三十条本文の規定により事業者が環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更をする手続に併せて行う場合における条例第五条から条例第二

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）	
改正後（新）	改正前（旧）
十六条まで（条例第十七条を除く。）の規定の適用については、条例第六条第一項、条例第八条第三項、<u>条例第十三条</u>、条例第十六条第三項、条例第十九条第三項及び条例第二十二条第一項中「知事」とあるのは、「知事、都市計画決定権者」とする。 2～4 略 （事業者の行う環境影響評価との調整） 第三十七条 事業者が条例第五条の規定により実施計画書を作成してから<u>条例第七条第一項</u>の規定による公告を行うまでの間において、当該実施計画書に係る条例第三十条に規定する対象事業又は対象事業に係る施設（第三項において「対象事業等」という。）を都市計画に定め、事業者によって環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行おうとする都市計画決定権者が事業者（事業者が既に条例第六条の規定により当該実施計画書を送付しているときは、事業者及び当該実施計画書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第三十条ただし書の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該実施計画書を都市計画決定権者に送付しなければならない。 2 略 3 事業者が<u>条例第七条第一項</u>の規定による公告を行ってから条例第十四条第一項の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定め、事業者によって環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更する手続と併せて行おうとする都市計画決定権者が事業者及び実施計画書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第三十条ただし書の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。 4・5 略 <u>第六章 環境影響評価に係る書類等の公開（環境影響評価に係る書類等の公開の期間）</u> <u>第三十八条の二 条例第三十八条の二の規則で定める期間は、同条各号に掲げる手続の区分に応じ、当該各号に定める書類について同条の規定による同意を得た日から起算して三十年を経過する日までの期間とする。</u> <u>（環境影響評価に係る書類等の公開の方法）</u> <u>第三十八条の三 条例第三十八条の二第一項の規定による公開は、県のウェブサイトに掲載して行うものとする。</u> <u>第七章 岡山県環境影響評価技術審査委員会（第三十九条第一四十五条）</u>	十六条まで（条例第十七条を除く。）の規定の適用については、条例第六条第一項、条例第八条第三項、<u>条例第十三条第一項</u>、条例第十六条第三項、条例第十九条第三項及び条例第二十二条第一項中「知事」とあるのは、「知事、都市計画決定権者」とする。 2～4 略 （事業者の行う環境影響評価との調整） 第三十七条 事業者が条例第五条の規定により実施計画書を作成してから<u>条例第七条</u>の規定による公告を行うまでの間において、当該実施計画書に係る条例第三十条に規定する対象事業又は対象事業に係る施設（第三項において「対象事業等」という。）を都市計画に定め、事業者によって環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行おうとする都市計画決定権者が事業者（事業者が既に条例第六条の規定により当該実施計画書を送付しているときは、事業者及び当該実施計画書の送付を受けた者）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第三十条ただし書の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該実施計画書を都市計画決定権者に送付しなければならない。 2 略 3 事業者が<u>条例第七条</u>の規定による公告を行ってから条例第十四条第一項の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定め、事業者によって環境影響評価その他の手続を都市計画の決定又は変更する手続と併せて行おうとする都市計画決定権者が事業者及び実施計画書又は準備書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第三十条ただし書の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。 4・5 略 <u>第六章 岡山県環境影響評価技術審査委員会（第三十九条第一四十五条）</u>

岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成十一年岡山県規則第二十五号）

改正後（新）

改正前（旧）

別表（第二条関係）

事業の種類	要 件
一～七 略	
八 条例第二 条第二号チ に掲げる事 業の種類	イ 略 □ 工場立地法第二条第三項に規定する製造業等（<u>電気供給業を除く。以下ハにおいて同じ。</u>）に係る工場又は事業場（<u>五の項</u>に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が五十ヘクタール（特別地域を含む区域において行われるものにあつては、十ヘクタール）以上であるもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガス（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設から排出される排出ガスであつて、専ら水分の乾燥用その他の用途でその用途に供することにより大気汚染に係る物質が増大しないものに供された空気を除く。<u>ハにおいて同じ。</u>）の量が温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算して十萬立方メートル毎時以上若しくは一日当たりの平均的な排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第六項に規定する排水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより、汚濁負荷量が増加しないものに供された水を除く。<u>ハにおいて同じ。</u>）の量が一萬立方メートル以上であるものに限る。） ハ 略
九～十六 略	
備考 略	

別表（第二条関係）

事業の種類	要 件
一～七 略	
八 条例第二 条第二号チ に掲げる事 業の種類	イ 略 □ 工場立地法第二条第三項に規定する製造業等に係る工場又は事業場（<u>五の項ホ及びハ</u>に該当するものを除く。ハにおいて同じ。）の新設の事業（土地の区画形質変更の面積が五十ヘクタール（特別地域を含む区域において行われるものにあつては、十ヘクタール）以上であるもの（条例の規定により造成に係る環境影響評価が行われた工業団地において行われるものを除く。）又は排出ガス（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設から排出される排出ガスであつて、専ら水分の乾燥用その他の用途でその用途に供することにより大気汚染に係る物質が増大しないものに供された空気を除く。<u>以下同じ。</u>）の量が温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算して十萬立方メートル毎時以上若しくは一日当たりの平均的な排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第六項に規定する排水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより、汚濁負荷量が増加しないものに供された水を除く。<u>以下同じ。</u>）の量が一萬立方メートル以上であるものに限る。） ハ 略
九～十六 略	
備考 略	